

# 身体的拘束最小化のための指針

2025年5月1日

## 1. 身体的拘束最小化に関する基本的な考え方

身体的拘束は患者の権利である自由を制限するのみならず、身体的・精神的に弊害を伴う。したがって、身体的拘束を行わないことが原則である。

玖珠記念病院では、患者の人間としての本来の姿を重視しながらチームでカンファレンスし、合意形成した方向性に基づいて医療安全対策を行うことで、緊急やむを得ない場合を除いて身体的拘束を行わない診療・看護の提供に努める。

## 2. 身体的拘束最小化に向けての基本方針

身体的拘束とは患者の身体又は衣服に触れる何らかの用具を使用して、一時的に当該患者の身体を拘束し、その運動を抑制する行動の制限をいう。

当院は、患者または他の患者等の生命または身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行わない。

1) 緊急やむを得ない場合とは、以下の3つの要件をすべて満たした状態であり、必要最低限の身体的拘束を行うことができる。

切迫性: 患者本人または他の患者の生命または身体が危険にさらされている可能性が著しく高いこと

非代替性: 身体的拘束その他の行動制限を行う以外に代替する看護方法がないこと

一時性: 身体的拘束その他の行動制限が一時的なものであること

2) 緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合は、当院の「認知症患者の看護マニュアル」に準ずる。

3) 身体的拘束以外の患者の自由な行動を制限することを意図した行為は最小限とする。

## 3. 身体的拘束最小化のための体制

院内に身体的拘束最小化対策に係る身体的拘束最小化チーム(以下「チーム」という)を設置する。

### 1) チームの構成

チームは医師、看護師、薬剤師、ソーシャルワーカー、栄養士、理学療法士、事務員、医療安全管理者をもって構成する。

### 2) チーム役割

① 身体的拘束の実施状況を把握し、管理者を含む職員に定期的に周知する。

② 身体的拘束実施事例の最小化に向けた医療・ケアを検討する。

③ 定期的な本指針・マニュアルを見直し、職員へ周知して活用する。

④ 身体的拘束最小化のための職員研修を開催し、記録する。

## 4. 身体的拘束最小化のための研修

入院患者に係わる職員を対象として、身体的拘束最小化に関する研修を定期的実施する。

1) 定期的な教育研修(年1回)実施(新規採用時にも必ず実施する)

2) その他、必要な教育・研修の実施および実施内容の記録

## 5. 身体的拘束を行う場合の対応

1) 医師・看護師を含む多職種で検討し、医師は、「やむを得ない身体抑制(拘束)に関する説明書及び同意書」の必要な箇所を記入し、患者・家族等にその必要性を十分に説明し、承諾を得たのち、身体的拘束開始の指示を入力する。ただし、直ちに身体的拘束を要する切迫した状況で、事前に同意を得ることが困難な場合は、身体的拘束開始後、可及的速やかに家族等に説明し、同意を得る。

2) 身体的拘束を行った場合は、緊急やむを得ない理由を記録に残す。

3) 家族等に同意を得られない場合は、身体的拘束をしないことで起こり得る不利益や危険性を説明し、家族に付き添っていただくなどの協力を得る。また、その旨を記録に記載する。

### 4) 身体的拘束回避へのアプローチ

① 患者が問題行動に至った経緯をアセスメントし、行動の背景を理解する。

② 身体的拘束をすぐに行う必要があるかを複数名で評価し、身体的拘束を行わなくてもよい対応を検討する。

③ 身体的拘束を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のことに取り組む。

・患者主体の行動、尊厳を尊重する。

・言葉や対応などで、患者の精神的な自由を妨げない。

・患者の思いを汲み取り、患者の意向に沿った医療・ケアを提供し、多職種協働で患者に応じた丁寧な対応に努める。

・身体的拘束を誘発する原因の特定と除去に努める。

・薬物療法、非薬物療法による認知症ケアやせん妄予防により、患者の危険行動を予防する。

## 6. 多職種による安全な身体的拘束の実施及び解除に向けた活動

1) 身体的拘束による患者の心身の弊害、リスク等、医師・看護師を中心に複数の職員でカンファレンスを行い、診療録に記載する。

2) 多職種によるカンファレンスを実施し、身体的拘束の必要性や患者に適した用具であるか等を検討する。

3) カンファレンスで継続する判断をした場合は、拘束の理由、内容、時間・期間等を診療録に記載し、解除に向けた検討を少なくとも1日1回行い、できる限り早期に拘束を解除できるよう努力する。

4) 患者の病状および全身状態の安定を図ることが安全な身体的拘束の実施、早期解除につながるため、各職種は、身体的拘束における各々の役割を意識して患者のケアにあたる。各職種の責務は以下の通り。

病院長: 身体的拘束最小化に向けての諸課題における最高責任者である。

病棟所属長: 患者の尊厳を尊重し、拘束がもたらす弊害を認識する。患者個々の行動特性を理解する。患者の心身の状態を把握し、十分なコミュニケーションを図るケアする。

病棟看護師、准看護師: 個々の患者の思いや行動特性、心身の状態を観察し、医師との連携を図り、多職種で共有に努める。また、正確かつ丁寧に記録する。

看護補助者: 看護職員の指示に従い、基本的ケアの実施を行う。

診療技術部門職員: 医師、看護師等と連携を図り、情報共有を図る。